関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | 府省 | ページ |
|----|---|-------|-------|
| 28 | 計量法に規定する検査期間の延長 | 経済産業省 | 1~12 |
| 30 | 複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲 | 農林水産省 | 13 |
| 12 | 都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任 | 国土交通省 | 14~20 |
| 35 | 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る 変更権限の市町村への移譲 | 国土交通省 | 21~28 |
| 38 | 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 | 日工人地日 | |
| 9 | 中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る 特例区域指定権限等の中核市への移譲 | 経済産業省 | 29~32 |

地方分権改革提案募集検討専門部会

提案事項

(質量計) 定期検査の規制緩和 特定計量器

郡山市、太子町、田川市)

岷 特級基準分銅の検査証印有効期間の延 岐阜市 S

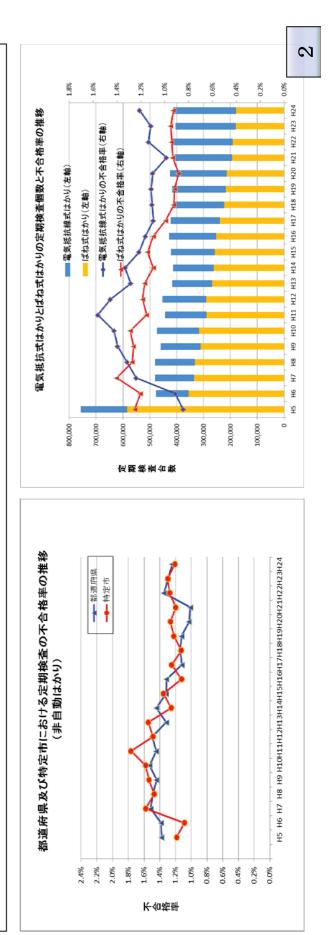
平成27年10月5日 経済産業省

特定計量器(質量計)定期検査周期 (2年に1回)の規制緩和

(郡山市、太子町、田川市)

動はかりの定期検査の不合格率 非自

- 概ね1%台程 平成5年以降の全都道府県・特定市の質量計の不合格率は、 、顕著な変化は見られない。 度 で 推移し ており
- 過去は機械式(ばね式など)が主流であったが 元式など)が主流となっており こと言える。 非自動はかりにおいて 級のはかり
- 抵抗式のはかりの不合格率量精度の耐久性(使用期間 ばかり



2. 外国における定期検査の不合格率

統計上区別していないが、不合格率は1~2%となっている(検査個数は 〇非自動はかりの使用環境が日本と近い独では、初期検定と定期検査を 年間約30万台)。

- 3級・4級のひょう量50kgまでの非自動はかりの不合格率は1.8%。
- 3級・4級のひょう量50kg~2.9tまでの非自動はかりの不合格率は

Oなお、独の非自動はかりは再検定であり、その公差は検定公差を用い ている。一方、日本の非自動はかりの定期検査は使用公差(検定公差の 2倍)を用いており、独の方がより厳格な検査をしている。

4

2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長 (基準器検査規則第21条の二のハにより、有 効期間が3年に定められているが、一級基準 分銅の有効期間と同様、5年に緩和)

(岐阜市)

D

1. 特級基準分銅の国際的な取扱い

- 〇日本の特級基準分銅に相当する分銅の取扱いについて、独においては、
- 20kg~5tの大型分銅の校正は、独国立物理工学研究所(PTB。日本の 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)に相 当)が行っている。
- 20kg以下の小型分銅の校正は、州の検定所や認定校正機関が行って **いる。**
- ※独において、日本の特級基準分銅に相当する分銅の校正周期は1年とされている。
- Oしかし、 州の検定所や認定校正機関は、保有する最上位の分銅を、 州 や認定校正機関の費用負担で、キログラム原器を保有するPTBに校正 してもらう必要がある。
- Oしたがって、キログラム原器を保有する産総研に対して、都道府県が運 搬費用を負担して、特級基準分銅の基準器検査を行うことを求めている 点については、独においても同様である。

9

特級基準分銅の基準器検査の周期3年の理由①

非自動はかりの定期検査などに用いられる分銅は、国際法定計量機関(OIML)で技術基 準が定められており、我が国をはじめ各国はこの技術基準を遵守すべきものとされている。 特級基準分銅は、非自動はかりの定期検査精度における各自治体が保有している最上 位の基準分銅として根幹をなすものである。

長は適当でない。産総研(特級基準分銅の基準器検査を実施)によれば、その技術的根拠 したがって、我が国においては、上記OIMLの技術基準の遵守という国際的な義務を果た そうとすれば、特級基準分銅の精度確認としての検査周期は3年が適切であり、5年への延 は以下のとおり。

①正確性の確保

〇適正な管理を行わないと分銅の質量が変動することがある。

- 蔵された分銅であっても5年で最大1mg変動することを踏まえれば、 取扱いで汚れ等が 分銅(非自動はかりに内蔵されたもの)の精度と経年変動に関する過去の調査研究によ れば、5年間で200 gの分銅に対して最大で1 mg変動するという報告がある。200 gの特 <u>級基準分銅の基準器公差は1mg</u>であり、汚れや傷が付く可能性の殆ど考えられない内 付く可能性のある分銅は、5年未満で基準器公差を超える可能性がある。
- た形での質量変動は線形的ではなく加速的に進むと考えられるため、5年の検査周期で 分銅に汚れがつくと、そこにほこりなどが付着し、さらに大きな質量の変動を示す。こうし は長すぎると判断される。

2

特級基準分銅の基準器検査の周期3年の理由②

〇騒化の影響

- 電子天びん(極微量な質量を計量するのに適した微細な磁力などを利用した非自動は かり<u>)を使用すると、分銅はその磁力により徐々に磁化することがある</u>。磁化した分銅 更に電子天びんに影響を与え、正しい測定ができなくなるという、互いに影響を及ぼ っ合う関係にある。

- の事例が見つかる状況において、特級基準分銅の基準器検査の周期を5年に延長する 理由により不合格となった分銅に比べて多い。基準器検査の周期が3年でも10件程度 磁化により分銅が使用不可となる例は年間10件程度あり、損傷や基準器公差不適合の ことは困難。

②輸送の際に損傷する可能性

- 〇特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運 搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで特級基準分銅の質量の値が変 動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価
-)また、十分に高品質な材質で作られた分銅であれば、質量は殆ど変化しないことは実証 されており、質量の変動は、汚れや損傷などによるものが殆どである。したがって、輸送 こよる損傷による質量の変動リスクは殆どなく、あるとすれば内部管理の不徹底程度しか 考えられず、5年の検査周期では長すぎると判断される。

∞

3. 都道府県と特定市の協力の検討

- ل ا ١Ĵ W) 計量法では、自治体(都道府県・特定市)に対し基準分銅を保有する を義務づけていない。
- を を 内 の 市 研 查自定総
- 自治体間で貸し借りすることも認められ効率的に基準分銅を運用できる仕組も 基準分銅は自 協力すれば、
- ※全特定市(126市)のうち、特級基準分銅を保有しているのは38市(約30%)。
- らなが
- ※基準分銅は借り手の扱い方により損傷する可能性があることから、自治体によっては 契約を締結している事例もあり、そうしたことを参考に進めていくこととしている。

(参考1)定期検査の技術基準及び国際的な技術基準

- 〇法定計量器の国際的な技術基準は、国際法定計量機関(OIML)におい て、審議・発行しており、加盟国(※)はこれを国内で実施すべきものとさ れている。
- (※)2015年1月現在、加盟国60カ国、準加盟国68カ国。
- 〇非自動はかりについては、OIMLの勧告(技術基準)である R76におい (使用している際に許容される誤差であり、定期検査の合格基準)を含めて定められており、我が国計量法の技術基準では、平成12年から計 て、計量精度である検定公差(使用前に許容される誤差)及び使用公差 量精度をOIMLに整合化させている。 めて記められており
- かりで取引又は証明が行われることは、長期間にわたって消費者等が 不利益を被るなど影響が大きい。したがって、例え1%の不合格率であっ 仮に2年に1回を4年に1回に延長して、技術基準を満たさない非自動は 〇適正計量の観点からは、使用公差に100%合格するのが原則であり、 も、定期検査の周期を延長する判断材料にはなり得ない

쌨 ·使用公差0

非自動はかりの計量精度は、ひょう量(計ることができる最大質量)、目量(最小目盤)及び計量範囲の関係式によって決定されるため、それぞれのはかりの仕様によって異なる。代表的な例は以下のとおり。

く、本来計量器(使用公差には 般的なイメージよりも許容値は大きくこ日常維持管理すべきものである(〇定期検査の合格基準は、一 の使用者が検定公差程度1 100%合格するのが原則)。

非自動はかりの代表的な例(精度等級一級から四級)

| 主な用途 | 貴金属など | 貴金属、真珠 <u>、調剤</u> など | 総菜、肉、魚、野菜など | 原材料、工業製品な どの重量物 ――― | 肉、魚、野菜などの ばね式はかり | 体重など | |
|-----------------|---------------------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 使用公差(定期検査の合格基準) | ±10mg(0g~500g) ±20mg(500g超~800g) | ±10mg (0~50g) ±20mg (50g超~200g ±30mg (200g超~400g) | ±1g(0~500g) ±2g(500g超~2kg) ±3g(2kg超~4kg) | ±10kg (0~5t) ±20kg (5t超~20t) ±30kg (20t超~40t) | ±1g (0~50g) ±2g (50g超~200g) ±3g (200g超~4kg) | ±200g (0~10kg) ±400g(10kg超~40kg) ±600g (40kg超~100kg) | |
| 検定公差 (参考) | ±5mg(0~500g) ±10mg(500g超~ 800g) | ±5mg (0~50g) ±10mg (50g超~200g) ±15mg (200g超~400g) | ±0.5g (0~500g) ±1g (500g超~2kg) ±1.5g (2kg超~4kg) | ±5kg (0~5t) ±10kg (5t超~20t) ±15kg (20t超~40t) | ±0.5g (0~50g) ±1g (50g超~200g) ±1.5g (200g超~4kg) | ±100g (0~10kg) ±200g (10kg超~40kg) ±300g (40kg超~ 100kg) | |
| ①ひょう量 ②目量 | ①800g ②10mg | ①400g ②10mg | ①4kg ②1g | (1)40t (2)10kg | ①4kg ②1g | ①100kg ②200g | |
| | | | ①4kg ②1g | | | | |

(参考3)特級基準分銅の基準器検査の不合格数

〇 平成23年度以降に国立研究開発法人産業技術研究所(産総研)が実 施した特級基準分銅の基準器検査の不合格数及びその理由は以下の とおり。

Oなお、産総研の基準器検査に依頼された特級基準分銅のうち、磁化し ているものは、検査前に買換えを指導するなどの措置を講じており、こ れらは不合格数に含めていない(年間10件程度)。

| 不合格理由 | 傷 1個 | 基準器公差不適合 1個 | 基準器公差不適合 1個 | 基準器公差不適合 4個 | 傷 3個 | 基準器公差不適合 2個 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基準器検査の 不合格数 | 2個 | | 1個 | 4個 | 5個 | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | 平成25年度 | | 平成26年度 |